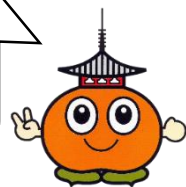


斑鳩町食品ロス削減推進事業所を募集します！

食品ロス(本来食べられるにもかかわらず、廃棄されているもの)削減に取り組む飲食店等を「斑鳩町食品ロス削減推進事業所」として認定する食品ロス削減事業所認定制度を令和8年4月より開始します。



認定事業所のメリット

- ★町の広報やホームページ等でお店をPRさせていただきます。
- ★環境に優しいお店としてイメージアップになります。
- ★食品ロス削減で、ごみ処理経費の削減になります。



認定要件

下記のいずれか2つ以上を実施する斑鳩町内の事業所

- ①食べ残しゼロのための呼びかけの実践
- ②食材の仕入れ又は使い切りの工夫
- ③来客者の希望に応じた量の調整
- ④ハーフサイズ等小盛りメニューの設定
- ⑤持ち帰り希望者への対応
- ⑥ばら売り、量り売り、少量パックによる販売
- ⑦賞味期限・消費期限が近い商品の値引き販売
- ⑧賞味期限・消費期限表示に関する啓発
- ⑨その他、事業所において食品ロスの削減に特に貢献していると町長が認める活動

■要件を満たしていることを確認できる書類の例

- 食料品小売店等
 - ・てまどり推奨のポップ等
 - ・必要な分だけ計量して購入できるシステムの説明書き
 - ・賞味期限・消費期限が近い商品の値引き掲示
 - ・タラの値引き販売の掲示
 - ・規格外商品などわけあり商品の値引き販売の掲示
- 飲食店・宿泊施設
 - ・小盛りメニュー
 - ・持ち帰り対応に関するポップやポスター
 - ・野菜や果物の皮などを廃棄せずに活用するメニュー
 - ・余った料理をリメイクしたメニュー
 - などのコピーや写真

申込方法

① 申請書(様式第1号)と要件を満たしている事を確認できる書類を下記申込先へ提出

② 申請書の審査・確認(必要に応じて現地確認や申請内容の確認を行う場合があります。)

③ 認定決定！ 令和8年4月までに認定証・卓上のぼり等をおわたします。



←町ホームページから申請書データをダウンロードできます。

食品ロス削減を進めるため、ぜひご協力ください！

■申込・問合せ先 斑鳩町役場 環境対策課

TEL : 0745-74-1001(内線137) 0745-74-1113(直通)

FAX : 0745-74-1011 Eメール:kankyoku@town.ikaruga.nara.jp